

令和 4 年 5 月 13 日現在

機関番号：31402

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2021

課題番号：20K23146

研究課題名（和文）体罰によらない子育てを学ぶ場としての保護者支援プログラムの効果的な展開手法の検討

研究課題名（英文）An examination of effective methods of developing a parenting support program as a place to learn about parenting that does not involve physical punishment.

研究代表者

藤田 碧 (Fujita, Midori)

秋田看護福祉大学・看護福祉学部・講師（移行）

研究者番号：70881358

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 900,000円

研究成果の概要（和文）：児童虐待防止法の改正により、親権者によるしつけを目的とした子供への体罰が禁止となりました。有識者会議は保護者支援プログラムの提供を含めた子育て支援施策の拡充を提案し、体罰を用いない子育ての支援は親子保健行政の新たな役割になりました。本研究では一次・二次予防の場での保護者支援プログラムの実施方法や保護者の学びの過程を明らかにしました。これらの知見を今後の親子保健行政に活用することで体罰を用いない子育てを見守る社会作りに貢献できるものと考えています。また、介入研究の計画・倫理審査委員会の承認を得ており、今後実践研究をしてさらなる提言を続ける予定です。

研究成果の学術的意義や社会的意義

法改正に伴い、体罰を用いない子育ての支援は親子保健行政の新たな役割になりました。この研究では、保護者支援プログラムの内容そのもの以外にも、保護者同志のピアサポートの城西やや保健師等による個別の相談等、複合的・継続的な支援を行うことで保護者の不適切な養育が減ることを見出しました。これは保健師が従来から持つ支援技術と共通しており、保健師等が新たな役割に貢献しようと考えられたことが研究の成果の一つです。また、プログラムの受講による保護者の学びの課程を明らかにしました。この知見を活かした支援設計をすることで、効果的な子育て支援、体罰を用いない子育てを見守る社会づくりにも貢献できる可能性があります。

研究成果の概要（英文）：The Child Abuse Prevention Law has been revised to prohibit corporal punishment of children for the purpose of discipline by persons with parental authority. The expert panel proposed the expansion of child-rearing support measures, including the provision of parental support programs, and support for child-rearing without the use of corporal punishment became a new role for the parent-child health administration. This study clarified the implementation methods of parental support programs in primary and secondary prevention settings and the learning process of parents. We believe that these findings can be used in future parent-child health administration to contribute to the creation of a society that looks after parenting without the use of corporal punishment. We have also obtained approval from the Planning and Ethics Review Committee for the intervention study, and plan to continue to make further recommendations through practical research in the future.

研究分野：公衆衛生看護

キーワード：愛着形成 親子保健 公衆衛生看護 体罰等によらない子育て 保健師 保護者支援プログラム CARE

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

令和3(2020)年4月より児童虐待防止法の改正事項である、親権者によるしつけを目的とした子どもへの体罰が禁止となった。2020年3月には有識者会議「体罰等によらない子育ての推進検討会」の作成したガイドライン(以下GL)「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」¹⁾が公表されたが、この作成過程でパブリックコメントを募集した際には、“体罰は子育ての上で必要だ”との考えの元、法改正に反対する意見も多く寄せられた。これらの体罰を肯定する意見に共通するのは、しつけと体罰を一体のものと認識しており、「体罰を用いないしつけや子育ての方法がある」との観点に欠けることである。しかし同時にガイドラインに記載の子どもへの関わり例について記載の充実を求める意見も寄せられていた。GLには母子保健事業の場で保健師に相談することが記載されており、有識者会議では保護者支援プログラムを自治体で提供することも検討された。有識者会議の目指す「苦痛を利用した子どもの統制でない子育ての在り方を支える社会の実現」のためには、体罰としつけを切り離して考え、体罰を用いずに子育てをする方法を子育て中の保護者が学ぶ機会の設置が望まれた。しかし、保健師基礎教育ではそのような養育方法について学ぶ設計ではなく、研究開始当初の体制で保健機関がそのための十分な役割を果たせるかどうか不確かであった。

2. 研究の目的

有識者会議は保護者支援プログラムを含めた子育て支援施策の拡充の提言をした。しかし、親子保健等子育て支援の場では、しつけや子どもへの関わり方をテーマとした支援メニューは未整備で、効果検証も十分でない。保護者支援プログラムのうち CARE (Child-Adult Relationship Enhancement) プログラムは、親子の関係性の向上をめざした予防的・支援的内容のもので、親子保健の場での実践に適することが示唆されている。本研究では CARE プログラムを幼児を養育中の保護者ペアが受講することが体罰等によらない子育ての方法を学ぶ場となりうるか、また同時受講による利点や効果的な展開方法を検討し、今後の親子保健事業の展開に当たる基礎資料とすることを目的とした。

3. 研究の方法

幼児を子育て中の父親・母親の同時参加形式の CARE プログラムをオンラインで実施し、保護者の養育の変化やその特徴などを質問紙法や観察法で把握し、量的・質的に検討をする介入研究を計画した。

4. 研究成果

研究1) 親子保健の場での保護者支援プログラムの実施状況の把握と有効な手法の検討

研究手法

介入研究の実施に先立ち、保護者支援プログラムの実施に関する先行研究の文献検討を行った。保護者支援プログラムとして確立され日本語版が普及しているものは複数あり、いくつかのプログラムは支援的・予防的な特徴を持つとされている。²⁾支援的・予防的な特徴をもつとされるトリプルP・CARE プログラム・PCIT(Parent-Child Interaction Therapy)などについて、保健事業の場で一次予防・二次予防として実施した文献13件³⁻¹⁶⁾から、効果的な実施方法の検討を行った。

結果

実施主体や対象者、保護者または子どもの特性などは様々であったが、いずれも保護者支援プログラムの参加により、保護者・子どもに好ましい変化がみられていた。保護者に関しては抑うつ等のメンタルヘルス面の改善³⁾⁴⁾⁵⁾⁶⁾¹⁰⁾や養育技術の向上、自己効力感の改善・自身の向上などがみられていた³⁾⁴⁾⁵⁾⁷⁾⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾¹⁵⁾。子どもに関しては問題行動の軽減³⁾⁴⁾⁵⁾⁶⁾⁷⁾⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾や、好ましい行動の増加³⁾¹⁰⁾がみられた。これに伴い、保護者のしつけに関する考え方の変化⁶⁾¹²⁾やたたく・感情的に叱るなどの保護者の養育行動が改善されたことが記載されていた³⁾⁴⁾⁵⁾⁷⁾⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾。プログラムそのものは必ずしも虐待予防目的でなくとも、受講を通じて副次的に保護者による不適切な養育行動が改善する可能性に言及した文献も見られた⁴⁾⁵⁾⁷⁾⁹⁾¹⁴⁾。

また、プロセス評価として、効果的な実施方法にはいくつかの共通点が見出された。プログラムの参加者が子育てで感じる悩みや喜び等を参加者同志で共有や⁴⁾⁵⁾⁷⁾¹³⁾、支援者との信頼関係の形成のうえ、小集団での指導のみでなく個別の相談対応や必要に応じた社会資源コーディネートなど⁷⁾⁸⁾¹¹⁾¹²⁾、プログラムの内容そのもの以外に、様々な支援を組み合わせ継続的に支援する方式をとっていた。

考察

保護者支援プログラムを受講した保護者および子どもとともに好ましい変化が見られ、その相互作用もあり、副次的にたたくなどの不適切な養育行動が減少する可能性がある。プログラムの開催目的は発達障害児の保護者支援や育児不安の解消など、虐待予防外のものであったが、保

護者の困難要因の改善は副次的に不適切養育の改善をもたらす可能性がある。

また、プログラム内容の学習以外にも、参加者間で子育ての思いを共有することを経て孤立感を開所しピアサポートを醸成することや、プログラムの参加動機を踏まえた個別相談・社会資源のコーディネートを行うなど、プログラムの場を活かした様々な支援を行っていた。

このような継続的・複合的な支援の展開は従来から保健師等が公衆衛生看護活動として行っていた支援技術である。保健師等は、「体罰等を用いない子育て」に関する具体的な手法については新たな学びが必要な可能性もあるが、有識者会議の目指す「苦痛を利用した子どもの統制でない子育ての在り方を支える社会の実現」のためには、その公衆衛生看護技術を用いて貢献する可能性がある。

また、行政機関での実施の特有の課題として、人事異動による事業継続の困難や、指導者資格の取得の困難などが指摘されており、親子保健行政の場で保護者支援プログラムを継続的に実施するためには人事異動に耐える実施プロセスの確立や指導者資格の取得に関する課題の解決が重要であることも把握した。15)

結論

市町村の親子保健等の場で支援的な内容の保護者支援プログラムを行った報告はいくつか見られ、いずれも受講により保護者・子どもに好ましい変化がみられていた。プログラムの実施目的が虐待予防ではなくとも、副次的に虐待予防に資する変化がみられる場合もあった。

また、プログラム内容以外にも、その場を利用して保護者間のピアサポートの醸成や保健師等専門職による個別性のある相談等の支援を発展している報告もみられた。このような継続的・複合的な支援の展開は従来から保健師等が公衆衛生看護活動として行っているものであり、保健師は有識者会議の目指す「苦痛を利用した子どもの統制でない子育ての在り方を支える社会の実現」のために役割を果たしうると考えられる。

研究2) 保護者支援プログラムに参加した保護者がプログラム内容を習得するプロセスの検討 研究手法

研究1)の文献のほか、保健事業の場で一次予防・二次予防として実施した文献のうち保護者の変化の過程について記載がある11件⁴⁾⁵⁾⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾¹⁶⁾¹⁷⁾について、変化の過程について、共通することや対象者の特性により異なることを見出すための検討を行った。

結果

プログラムは2-8回で構成されており、いずれも各プログラムの指導者資格を有する者による講義等で理論基盤を学んだ後に受講者同志で実践練習をする内容が前半に行われていた。その後保護者が家庭で学んだ養育スキルで我が子に関り、指導者との集団・個別での相談や受講者同志で経過を話し合う期間が設けられており、終盤に体験を受講者同志で共有し学びを振り返る構成となっていた。保護者が養育技術について理論基盤と演習で体験的に学んだ後にわが子に実践することで親子とも変化があり、この変化を指導者や受講者同志で共有し、学習内容との関連の理解を深めることで養育技術を習得することが共通して見出された。経験学習とともに、受講者同志での共感や指導者からの肯定的な支援が同時に提供されることも重要な要素だと考える。また親子の抱える課題を踏まえたプログラム選定やプログラム終了後の継続支援も重要である。行政機関で保護者支援プログラムを実施する際は、短縮化などの改変する場合があり、得られた知見は効果的な支援提供に資すると考えられる。

介入計画

上記の知見他、CAREプログラムの指導者資格であるファシリテーター同志での定期学習会、学会等で得た知見をもとに、CAREプログラムを父親・母親の同時受講でオンライン形式で提供をする介入研究の計画を立案し、所属機関の倫理審査委員会の承認を得た。参加者の公募の段階で新型コロナウイルス感染症の罹患者数、特に幼児の罹患が増加したため、実施は期間終了となる。研究計画に沿ってCAREプログラムを実施し、効果検証や効果的な展開手法の検討を行い、継続的に提言を続けるとともに、体罰等によらない子育ての推進の一助を担う実践研究を行いたいと考えている。

- 1) 厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」：体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に、厚生労働省、2020
- 2) 平成24～25年度 厚生労働科学研究費補助金：児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック、厚生労働省、2014.03
- 3) 石津 博子：前向き子育てプログラム(Positive Parenting Program;Triple P)による介入効果の検証、小児保健研究,67(3),487-495.2008
- 4) 柳川 敏彦：児童虐待予防のための地域ペアレンティング・プログラムの評価に関する研究「前向き子育てプログラム(トリプルP)」の有用性の検討、子どもの虐待とネグレクト,11(1),54-68.2009
- 5) 柳川 敏彦：自閉症スペクトラム障害の子どもの家族のためのペアレント・プログラムの実

- 践,グループ・ステッピングストーンズ・トリプルPの効果について,子どもの虐待とネグレクト,14(2),135-151.2012
- 6) 山田 純子:地域において育児支援が必要な母親に対するトリプルPの効果,日本看護学会論文集:地域看護,44.140-143:2014
 - 7) 寺田恭子:「子どもの主体性を育てる」地域における子育て支援の課題 親と子の関係性に着目した「しつけ」への取り組み,保育学研究,52(3),379-390.2014
 - 8) 西嶋 真理子:発達障害児の親を対象に保健師が行った前向き子育てプログラム,(Positive Parenting Program;トリプルP)の評価 評価指標による介入効果の分析,日本地域看護学会誌,18(2-3),41-50.2015
 - 9) 鈴木 裕美:香川県における子育て支援プログラム導入の試み 「前向き子育てプログラム(トリプルP)」の有用性の検討,地域環境保健福祉研究,19(1),25-32.2016
 - 10) 涌水 理恵:育児不安を有する母親への前向き子育てプログラム(Positive Parenting Program)の導入・実践が児・母親・家族にもたらす効果の検証,メンタルヘルス岡本記念財団研究助成報告集,28,151-160.2016
 - 11) 深澤 大地:地域の公的機関が協働して実践するペアレント・トレーニングの効果 - 地域の体制づくりとプログラムの実践 -,東京福祉大学大学院紀要,8(1),15-24:2017
 - 12) 西嶋 真理子:発達障害児の親を対象に行った前向き子育てプログラム(Positive Parenting Program;トリプルP)の効果と地域での導入の検討 ステッピングストーンズ・トリプルP(Stepping Stones Triple P)実施前後比較より,日本地域看護学会誌,21(1),40-49.2018
 - 13) 尾曾 亮彦:未就学児の養育者を対象とした心理教育プログラムの実践報告:子どもと大人の絆を深めるプログラム CARE を用いて,洗足論叢,46,139-145.2018
 - 14) 野尻 純子:就学前に実施したステッピングストーンズ・トリプルPの効果に関する研究 自閉症スペクトラム障害を疑われた児の母親への支援,日本公衆衛生雑誌,66(5),237-245.2019
 - 15) 安井 梨恵:市町村保健センターにおける短縮版ペアレント・トレーニングのプログラムの有効性についての検討:質問紙及び親子の遊び場面の動画の評定を通して,関西学院大学心理科学研究,46,77-81.2020
 - 16) 望月 由妃子:親支援プログラム(Nobody's Perfect)を活用した虐待予防事業の評価と今後の課題に関する研究,小児保健研究,72(5),737-744.2014
 - 17) 住吉 葵:前向き子育てプログラムによる母親の気持ちと子どもの心身健康状態の変化,福岡女学院大学大学院紀要 発達教育学,3,27-33.2017

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 藤田碧, 岡多枝子
2. 発表標題 親子保健活動における保護者支援プログラムの実践に関する文献検討 児童虐待防止法の改正をふまえた観点から
3. 学会等名 第9回日本公衆衛生看護学会学術集会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 藤田碧, 岡多枝子
2. 発表標題 親子保健活動における保護者支援プログラムの実践に関する文献検討 児童虐待防止法の改正を踏まえ、保健師の新たな役割を考える
3. 学会等名 第66回四国公衆衛生研究発表会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 藤田碧
2. 発表標題 保護者支援プログラムの実践研究にみられる 保護者の子育てが変容するプロセス
3. 学会等名 第29回日本健康教育学会学術大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Midori Fujita
2. 発表標題 A literature study about effectiveness of evidence-based parenting programs in Japan in primary and secondary prevention stage studies
3. 学会等名 6th International Conference of Global Network of Public Health Nursing (国際学会)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------